
第1編

第1部 国連・障害者の十年

-皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造-

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 国連・障害者の十年 はじめに

「社会保障はその国の社会経済の反映であり、その国に生活する人々の意識あるいは思想の表現である」といわれるが、障害者の福祉は、このような社会保障の中の主要な課題の一つである。

また、誰もが年を重ねることで身近な問題である高齢者福祉とは異なり、障害者福祉の基礎には、自分以外の社会の構成員への共感とか連帯という意義がより強く求められる。そして、そうであるがゆえに、福祉の原点、福祉社会の創造の基盤として、社会はその推進を図っていく必要がある。

「国連・障害者の十年」は、我が国の社会に大きな変革の機会を与えた。この間、昭和57年の「障害者対策に関する長期計画」の策定、昭和60年の年金制度の改正による、障害基礎年金の創設、昭和63年の精神保健制度の改正による、社会復帰対策の充実、平成2年の福祉関係8法の改正による、住民に最も身近な行政主体である市町村できめ細かく一元的に在宅・施設サービスを提供するための体制づくりなど、障害者福祉には着実な進展がみられたが、今後も施策の一層の推進を図っていかねばならない。

国際連合の策定した「国際障害者年行動計画」においては、「社会がその構成員である人を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」と指摘されている。

私たちは、このような考え方も踏まえ、障害者を含む国民皆が社会にそれぞれ参加し、障害者のみならず、誰もが安心して暮らせる社会として「皆が参加する『ぬくもりのある福祉社会』」を創造していくことを、ここに提案する。

この「皆が参加する『ぬくもりのある福祉社会』」の内容を、障害者の福祉の観点を中心に、少し具体的に考えてみると、次の三つの視点が浮かび上がってくる。

「皆が参加する『ぬくもりのある福祉社会』」は、何よりもまず、障害者が社会の一員としていきいきと暮らしていける社会である(「障害者の参加」の視点)。

また、「皆が参加する『ぬくもりのある福祉社会』」は、お互いにふれあい共感し、ともに活動する社会である(「国民の参加」の視点)。

さらに、「皆が参加する『ぬくもりのある福祉社会』」は、「一人一人の」障害者にとって住みやすい社会、ひいては、障害者のみならず、その地域で暮らす、すべての人々にとって住みやすい社会である(「まちづくり」の視点)。

「国連障害者の十年」の成果を踏まえ、厚生省はもとより政府、地方公共団体が力をあわせ、そして国民の幅広い共感と参加、障害者本人の力強い参加の中で、障害者が生活しやすい社会創りを目指していきたいと思う。この白書がその一助となることを願っている。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第1章 「国連・障害者の十年」を振り返って

「国連・障害者の十年」最終年記念国民会議全体集会(平成4年12月8日)



「国連・障害者の十年」最終年記念国民会議全体集会(平成4年12月8日)

今回の白書第1部は、「国連・障害者の十年」の間の国内・国外における主要な動きを記述した第1章,障害者の状況を記述した第2章,「国連・障害者の十年」の間に講じられた各種施策を記述した第3章及び今後の障害者施策の方向を記述した第4章の四つの章から構成されている。

また,記述に当たっては,第2章及び第3章においては,障害者の状況や各種施策を数値等を用いてできるだけ具体的に記述し,また,第4章においては,今後の方向についてその考え方を中心に記述するよう努めた。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第1章 「国連・障害者の十年」を振り返って

第1節 国際連合等における動き

1 国際連合における動き

国際連合は、設立当初から障害者問題に大きな関心を持ち、種々の決議や宣言を行ってきたが、昭和50(1975)年12月の第30回総会で、その集大成ともいえるべき「障害者の権利宣言」を採択した。

さらに、昭和51(1976)年12月の第31回総会で、昭和56(1981)年を「国際障害者年」と定め、障害者の「完全参加と平等」をテーマに、次の目的を実現するため、国際的な取組みを行うこととした。

- 1) 障害者が身体的にも精神的にも社会に適応することができるように援助すること
- 2) 適切な援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、障害者が適切な仕事につき、社会生活に十分に参加できるようにすること
- 3) 障害者が社会生活に実際に参加できるよう、公共建築物や交通機関を利用しやすくすることなどについての調査研究プロジェクトを推進すること
- 4) 障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて一般国民の理解を深めること
- 5) 障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること

昭和57(1982)年12月の第37回総会では、国際障害者年の趣旨を具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択するとともに、昭和58(1983)年から平成4(1992)年までを「国連・障害者の十年」と定め、この間における各国での積極的な障害者対策の推進を提唱した。

「国連・障害者の十年」の中間年に当たる昭和62(1987)年10月には、スウェーデンで行われた専門家会議の報告をもとに、「世界行動計画」の実施状況について、第42回総会に中間報告が行われた。

平成2(1990)年10月には、国際連合事務総長が、フィンランドで行われた専門家会議の報告をもとに、「万人のための社会に向けて一啓発から行動へ(Towards a society for all-From awareness to action-)」をテーマとする長期戦略の概要等を内容とする報告書を、第45回総会に提出した。

「国連・障害者の十年」の最終年である平成4(1992)年10月には、第47回総会を開催し、「国連・障害者の十年」の締めくくり審議を行った。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第1章 「国連・障害者の十年」を振り返って

第1節 国際連合等における動き

2 諸外国における動き

「国連・障害者の十年」の間、各国においても、さまざまな取組みがなされた。国際連合事務総長が平成3(1991)年、平成4(1992)年に行った障害者に関する世界行動計画の履行及び国連・障害者の十年に関する報告においては、「国連・障害者の十年」の間に、障害者の人権に対する認識及び理解が深まると同時に、国家の開発計画への障害者問題の取入れ、法制度の整備等施策推進のフレームワークの整備が進められてきていることが紹介されている。

例えば、アメリカにおいては、雇用、公共サービス、輸送、公共施設、通信の分野における障害者に対する差別を禁止するアメリカ障害者法(Americans With Disabilities Act of 1990)が制定されるなど、先進諸国においても、障害者施策の充実を図るための各種の努力がなされている。

また、アジア諸国に目を向けてみると、韓国においては、平成元(1989)年に障害者福祉法の改正、平成2(1990)年に障害者雇用促進法の制定が行われ、中国においても、平成3(1991)年に障害者保障法が制定されるなど、法制度の整備が行われている。

このように、諸外国においても、各国の経済・社会状況によりその内容は大きく異なるものの、「国連・障害者の十年」の間に、障害者福祉施策の充実が図られてきている。

アメリカ障害者法(ADA)をめぐる最近の状況

1990年7月26日にADAが制定されてから2年半以上がすぎた。その間、施行のための諸規則の策定は着々と進められ、原則として92年1月26日から公共輸送へのアクセス保障規定が、同年7月26日から25人以上雇用の事業所における雇用差別禁止がそれぞれ発効するなど、当初予定どおり同法の各部分が施行に移されてきている。

このような段階を迎えているADAをめぐり、92年12月に入り、同法成立のために力を合わせて運動してきた人々が中心となって、二つの大きな会議が開かれた。

まず、障害者雇用に関する大統領委員会ダート委員長等主催によるADA雇用サミット。雇用差別禁止部分に焦点をあてた同会議は、同法制定者が構想した深い永続的变化を真に現実のものとするには影響を受ける多様な集団間の真剣で率直な対話が必要、との信念の下に、米国議会の荘重な大会議室で終日にわたり開催された。ブッシュ政権及びクリントン政権移行チーム双方の障害政策リーダー、ADA起草者、立法過程で交渉を重ねた経営・組合・障害者各側の代表者、施行責任者、各州で多数の関係市民とADAにつき継続的対話を重ねている多数の個人など、200人以上の参加者が全米から集い、広報活動の一層の強化の提唱など、訴訟は最小限、障害者雇用は最大限にする形でのADAの完全で調和ある実施のための勧告を盛り込んだ共同声明を採択するとともに、活発な分科会討議等が行われた。

その翌週には、米国議会近くのホテルを会場とし3日間にわたり、全米障害者評議会パリノ議長主催による会議が開かれた。90年代の障害政策研究を通じADAの目的を押し進めていくこと、と題したこの会議も多数の関係者を集め、ADAの効果の評価方法についての討議や、実用的な障害政策研究の今後のあり方を含め、法学、経済学、リハビリテーション学、工学、社会学などの多彩な研究者や実務家による学際的な熱心な討議が展開された。

両会議にみられるように、アメリカにおいては、ADAの目的が一層推進されるよう、引き続き積極的な活動が進められている。

厚生白書(平成4年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第1章 「国連・障害者の十年」を振り返って

第2節 我が国における動き

1 国における動き

我が国においては、国際連合の動きに対応して、昭和56年には、「国際障害者年」を記念する各種の事業を実施するとともに、12月9日を「障害者の日」とすることを国際障害者年推進本部(本部長内閣総理大臣)において、決定した。

昭和57年1月には、中央心身障害者対策協議会から、「『国内長期行動計画の在り方』について」の意見具申が行われ、これを踏まえて、同年3月、国際障害者年推進本部において、「啓発広報活動」、「保健医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「福祉・生活環境」の5部門からなる「障害者対策に関する長期計画」を策定した。また、同年4月、国際障害者年推進本部の改組による、内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部を設置し、障害者対策を総合的に推進することとした。

「国連・障害者の十年」の中間年に当たる昭和62年5月には、中央心身障害者対策協議会から、「『障害者対策に関する長期計画』の実施状況の評価及び今後の重点施策について」の意見具申が行われた。これを受けて、障害者対策推進本部においては、同年6月に、「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」を策定し、従来の5部門からなっていた「障害者対策に関する長期計画」を「啓発広報」、「保健・医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「福祉」、「生活環境」、「スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進」、「国際協力の推進」の8部門に拡充、分化し、障害者の直面している課題に取り組む方針を明らかにした。

さらに、平成4年の「国連・障害者の十年」の最終年を迎えるに当たり、平成3年7月、中央心身障害者対策協議会から、「『国連・障害者の十年』の最終年に当たって取り組むべき重点施策について」の意見具申が行われ、これを踏まえて、障害者対策推進本部は、同年8月、「『障害者対策に関する長期計画』及びその後期重点施策の推進について」を決定した。

また、平成4年6月に閣議決定された「生活大国5か年計画」においても、「障害者の社会参加の促進」を生活大国の施策の一つに位置づけた。

国際連合・日本における主な動き

国際連合・日本における主な動き

	国際連合	日本
昭和56(1981) 57(1982)	「国際障害者年」 「障害者に関する世界行動計画」採択	各種国際障害者年記念事業の実施 「『国内長期行動計画の在り方』について」意見具申 (中央心身障害者対策協議会) 「障害者対策に関する長期計画」策定 (国際障害者年推進本部) 障害者対策推進本部を設置
58(1983)	「国連・障害者の十年」 (1983～1992)開始年	
59(1984)		身体障害者福祉法の改正 (理念規定の整備, 障害者の範囲の拡大等)
61(1986) 62(1987)	「国連・障害者の十年」中間年 「障害者に関する世界行動計画」の実施状況に関する中間報告	障害基礎年金制度の創設 各種中間年記念事業の実施 「『障害者対策に関する長期計画』の実施状況の評価及び今後の重点施策について」意見具申 (中央心身障害者対策協議会)
63(1988)		「『障害者対策に関する長期計画』後期重点施策」策定 (障害者対策推進本部) 障害者雇用制度の改正 (対象範囲の拡大, 法定雇用率の引上げ等) 精神保健制度の改正 (精神障害者社会復帰施設の法定化等)
平成2(1990)		福祉関係8法の改正 (在宅福祉サービスの法定化, 身体障害者福祉関係事務の市町村への一元化等)
3(1991)		「『国連・障害者の十年』の最終年に当たって取り組むべき重点施策について」意見具申 (中央心身障害者対策協議会) 「『障害者対策に関する長期計画』及びその後期重点施策の推進について」決定 (障害者対策推進本部)
4(1992)	「国連・障害者の十年」最終年	各種最終年記念事業の実施
5(1993)	「アジア太平洋障害者の十年」(1993～2002)	「『国連・障害者の十年』以降の障害者対策の在り方について」意見具申 (中央心身障害者対策協議会) 「障害者対策に関する新長期計画」策定 (障害者対策推進本部)

以上は、「国連・障害者の十年」の間における国の取組みの概要であるが、この10年の間に行われた制度の創設・改正のうち、障害者対策の進展に当たって、大きな意義を有したと考えられるもののうちのいくつかについて、次に述べることとする。

身体障害者福祉法の改正(昭和59年)

「すべての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものであることを法律上明らかにすることにより、「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律に盛り込むとともに、法の対象となる障害者の範囲を拡大する、などの改正が行われた。

障害基礎年金制度の創設(昭和61年)

年金制度の改正により障害基礎年金が創設され、年金額の大幅な改善が行われるなど、障害者の「参加」を進める上で、障害基礎年金が大きな役割を果たした。また、これに併せて、重度の障害者に対して、「特別障害者手当」が支給されることとなるなど、給付の大幅な改善が行われた。

障害者雇用対策の制度の改正(昭和63年・平成4年)

昭和63年には、従来、身体障害者のみを対象としていた身体障害者雇用促進法が改正され(法律の名称も「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改められた。),対象範囲が精神薄弱者,精神障害者を含むすべての障害者に拡大されるとともに,精神薄弱者についても「雇用率制度」,「納付金制度」の対象とされた。また,同時に,法定雇用率を従来の1.5%から1.6%に引き上げる,などの改正が行われ,障害者雇用制度の充実が図られた。

また,平成4年には,精神障害者を助成金の支給対象とするとともに,「雇用率制度」及び「納付金制度」上重度精神薄弱者をダブルカウントする,重度障害者である短時間労働者を制度の対象に加える,などを内容とした法改正が行われ,障害者雇用制度の一層の充実が図られた。

さらに,ILO第159号条約(障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約)が国会の承認を得て批准された。

精神保健制度の改正(昭和63年)

精神障害者についての「入院中心の医療体制から地域中心のケア体制へ」との流れの中で,国民の精神保健の向上を図るとともに,精神障害者の人権に配慮しつつ適正な精神医療を確保し,その社会復帰の促進を図るため,精神衛生法が改正され,精神障害者社会復帰施設が法律上位置づけられるなど,障害者の社会復帰の促進が図られた(法律の名称も「精神保健法」に改められた。)

福祉関係8法の改正(平成2年)

障害者ができる限り住み慣れた家庭や地域において生活できるよう,ホームヘルプサービス,ショートステイ,デイサービス等の在宅サービスを法律上位置づけるとともに,従来都道府県,市及び福祉事務所を設置する町村で行っていた身体障害者関係施設への入所決定の事務や更生医療,補装具の交付事務等を市町村で行う(平成5年4月施行)ことにより,住民に最も身近な行政主体である市町村において,在宅サービスと施設サービスがきめ細かく,一元的に提供されるための体制づくりが行われた。

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第1章 「国連・障害者の十年」を振り返って

第2節 我が国における動き

2 地方公共団体における動き

「国連・障害者の十年」の間に、都道府県・政令指定都市においても、「障害者対策推進本部」を設置するなど、障害者対策の推進体制が整えられるとともに、「障害者対策に関する長期計画」を策定するなど、障害者対策の推進が図られてきている。

市町村においても、これまで各種の施策を推進してきているが、平成4年に(財)厚生問題研究会が市町村を対象に実施したアンケート調査の結果によると、今後は、在宅福祉サービス、公共施設等の改善等を重点に障害者対策の推進を予定していることがわかる。

障害者が参加できるような社会づくりに向けて今後重点的に実施を予定している施策

障害者が参加できるような社会づくりに向けて 今後重点的に実施を予定している施策

(%)

啓発広報	保健予防 対策	教 育	雇 用 ・ 就業対策	在宅福祉 サービス	移動サー ビス事業	公共施設 等の改善	スポーツ等
3.7	4.7	2.2	17.1	46.7	4.5	19.4	3.4

資料：財厚生問題研究会「市町村アンケート」(平成4年)

(注) 本設問についての回答市町村数 1,042

第1編

第1部 国連・障害者の十年

第1章 「国連・障害者の十年」を振り返って

第2節 我が国における動き

3 最終年の記念事業等

「国連・障害者の十年」の最終年を記念して、平成4年12月9日、天皇、皇后両陛下の御臨席を得て、障害者対策推進本部主催による記念式典が開催され、自立更生して社会活動に参加し活躍している障害者や障害者の福祉の向上に顕著な者・団体等への内閣総理大臣表彰等が行われた。

また、同月、国民各界各層の参加による「国民会議」が開催され、その全国キャンペーンとして、「障害者の日」(12月9日)の2か月前の10月9日から12月8日まで、全国キャラバンが行われ、全国的なキャンペーンが展開された。

国民会議全国キャラバン

「国連・障害者の十年」の最終年を記念して、平成4年には、国民各界各層の参加による「国民会議」が開催された。

「国民会議」最終日の12月8日、東京で行われたパレードの先頭を飾ったのが、国民会議全国キャラバン隊であった。

この全国キャラバンは、「列島縦断キャラバン」と「市町村網の目キャラバン」の二つが同時進行で行われた。

「列島縦断キャラバン」は、10月9日に北(北海道稚内市)と南(沖縄県石垣市)を同時スタートして、すべての都道府県を通過して知事等を表敬訪問し、国連代表、内閣総理大臣、国民会議主唱4団体の3種類のメッセージを手渡し、今後の障害者施策の進展を求めた。

他方、「市町村網の目キャラバン」は、都道府県単位に設けられた実行委員会により行われ、各都道府県下の市区町村を訪問した。

このキャラバン隊の走行距離は、「列島縦断キャラバン」で約1万km、「市町村網の目キャラバン」で約7万kmの合わせて8万kmに及ぶものとなり、まさに、全国的なキャンペーンが展開された。

列島縦断キャラバン隊(石垣島発→東京)



列島縦断キャラバン隊
(石垣島発→東京)

列島縦断キャラバン隊(稚内発→東京)



列島縦断キャラバン隊
(稚内発→東京)

平成4年9月には、国際身体障害者スポーツ大会(パラリンピック)が、バルセロナ市(スペイン)で開催され、我が国からは75人の選手が派遣された。また、同月、今回初めて開催された精神薄弱者部門の「パラリンピック・マドリッド'92」(スペイン)に、我が国からは52人の選手が派遣された。

国内においても、平成4年10月、第28回全国身体障害者スポーツ大会(輝きのべにばな大会)が、山形県で開催され、「国連・障害者の十年」最終年を記念して招待したアジアからの参加選手55人を含め888人の選手の参加を得た。また、同年11月、我が国で初めての全国精神薄弱者スポーツ大会(ゆうあいピック東京大会)が約1,700人の選手の参加を得て開催された。さらに、同年10月、神奈川県において、第40回精神保健全国大会(ハートフェスティバル)が開催され、各種のイベントやコーラス等精神障害者と一般市民との相互交流活動が行われた。

輝きのべにばな大会(平成4年10月,山形県)



輝きのべにばな大会(平成4年10月,山形県)

ゆうあいピック東京大会(平成4年11月,東京都)



ゆうあいビッコ東京大会(平成4年11月, 東京都)